

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	苫小牧市 市民税関連事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、市民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市民税関連事務
②事務の内容	<p>地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。</p> <p>市民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税と、道府県が課すことのできる道府県民税がある。</p> <p>市町村民税および道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、道府県民税については、地方税法第41条により当該市町村の市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行うものとされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <p>①課税対象者情報の準備 ②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領 ③生活保護、障害者控除関係情報の確認 ④他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ⑤課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付 ⑥苫小牧市条例に規定された業務及び各機関に対する所得情報の提供及び移転</p> <p><中間サーバーについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	基幹業務システム(個人住民税)
②システムの機能	<p>●当初課税準備</p> <p>①納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。</p> <p>②総括表作成機能 総括表を作成する。</p> <p>③申告書出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。</p> <p>④課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。</p> <p>●当初課税</p> <p>①当初課税機能 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。</p> <p>②扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。</p> <p>③納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。</p> <p>④当初通知書作成機能 納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 みなし課税通知(地方税法第294条第3項)を当該他市町村へ通知する。</p> <p>⑤みなし課税通知情報登録機能 他市町村から送付されたみなし課税通知情報を登録する。</p> <p>⑥調定表(当初)出力機能 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>●更正</p> <p>①未申告/修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登録する。</p> <p>②異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。</p> <p>③減免申請受付登録機能 減免の申請を受け、審査結果を登録する。</p> <p>④更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。</p> <p>⑤更正通知書作成機能 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。</p> <p>⑥調定表(更正)出力機能</p> <p>●発行</p> <p>①各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書を作成、交付する。</p> <p>②通知書発行機能 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成、通知する。</p> <p>●照会</p> <p>①賦課情報照会機能 課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 事業所情報を照会する。</p> <p>●統計</p> <p>①統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (基幹業務システム(国民年金システム、国民健康保険システム)、介護保険システム、後期高齢者医療システム、障害福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、福祉医療システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、団体内統合宛名システム)</p>

システム3

①システムの名称	基幹業務システム(滞納管理)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none">●滞納整理①滞納者登録機能 収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。②催告機能 督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書を出力する。③相談対応機能 納税者より徴収猶予の申請を受け付け、審査結果に登録する。 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 納税義務者より、延滞金減免の申請を受け付け、審査結果に登録する。④処分機能<ul style="list-style-type: none">・財産調査 収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。・交付要求 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。・差押え 財産情報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産を差し押さえ、差押情報を登録する。・公売(換価) 差し押さえた財産に基づき、滞納者に換価通知書を送付して、公売を行い、換価情報を登録する。・執行停止 所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し執行停止情報を登録する。●決算①不納欠損 執行停止及び時効により納税義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。②滞納繰越 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。●発行①各種証明書発行機能 各種証明書等を作成、交付する。②納付書再発行機能●照会①滞納納情報照会機能 該当の者に対する、滞納情報等を照会する。●統計資料作成 必要な統計資料を作成し、該当期間に報告する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[○] 宛名システム等</td><td>[○] 税務システム</td></tr><tr><td>[] その他 (</td><td>)</td></tr></table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 ()								

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>●地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>●このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>●地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>●審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等</p> <p>●審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>●国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>●国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>●国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>②宛名情報管理機能 ・氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p> <p>③中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>①本人確認情報の送信 ・既存住民基本台帳において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、掲示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>④本人確認情報検索 ・統合端末において入力された氏名、住所、性別、生年月日(以下、「4情報」という。)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤地方公共団体情報システム機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構が全国サーバにおいて保有している地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である地方公共団体情報システム機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 ・地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (団体内統合宛名システム)</p>
システム9	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
②システムの機能	<p>●住民票の照会 ・住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名					
(1) 課税対象者情報ファイル (2) 課税資料ファイル (3) 課税台帳情報ファイル (4) 収納情報ファイル (5) 滞納情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条				
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	財政部市民税課、財政部納税課				
②所属長の役職名	財政部市民税課長、財政部納税課長				
7. 他の評価実施機関					

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない個人で、本市に事業所又は家屋敷を有する者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び317条の2並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「番号整備法」という。)14条等に基づき申告情報を保有する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 対象者を正確に特定するために保有する その他識別情報(内部番号): 本市において、個人を一意に識別するために保有する 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する その他住民票関係情報: 納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民課、資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を所有している者で、本市に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者	
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する
⑥使用開始日	平成28年1月	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 4) 件	
委託事項1	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。
	⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ

委託事項2		基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他市区町村
①法令上の根拠	地方税法第294条
②提供先における用途	二重課税とならないよう、賦課住所地を把握する
③提供する情報	市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住民票はないが、賦課期日(1月1日)時点で居住していた課税対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎年1月～3月の申告受付期間・随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税対象者情報ファイル(抜粋)

1	課税年度
2	宛名番号
3	個人番号/法人番号
4	氏名
5	住所
6	生年月日
7	性別
8	世帯番号
9	続柄
10	世帯主名
11	納税義務者
12	更新年月日
13	更新職員ID

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)課税資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人若しくは本市に住所を有しない個人で本市に事業所又は家屋敷を有し、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者及びその扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び317条の2並びに番号整備法14条等に基づき申告情報を保有する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) その他住民票関係情報: 納税者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子ファイル(eL-TAX、e-Tax、給与支払報告書等))								
③使用目的 ※	申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。								
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 給与支払報告書の登録 ・特徴事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 2 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 3 確定申告書の登録 ・税務署、市町村窓口、e-Tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 4 二重扶養者の確認 ・申告書に記載された扶養者情報について、本市及び他市区町村において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。								
情報の突合	(1) 各種報告書、申告書情報を納税義務者で突合し、併徴者を確認する。(上記1、2、3) (2) 同一世帯の納税義務者で本市及び他市区町村の申告情報に記載された扶養者情報に、同一個人が二重登録されていないか確認する。(上記4)								
⑥使用開始日	平成28年1月								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務								
①委託内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。	
	⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ	
委託事項2		基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項5		課税資料データファイル作成業務	
①委託内容		給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の電子データファイルへのパンチ入力処理	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		毎年度入札により委託契約を締結する	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)運用管理業務	
①委託内容		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の保守・運用管理業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社HARP	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="radio"/> 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 <input type="radio"/> 行っていない	
提供先1		他市区町村	
①法令上の根拠		地方税法317条の6	
②提供先における用途		賦課住所地となる他市区町村で申告情報の登録を行うため	
③提供する情報		地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		紙による申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)で提出されたもののうち、他市区町村に課税資料回送すべき対象者	
⑥提供方法		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		毎年1月～3月の申告受付期間・随時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。
- ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税資料ファイル

	項目名		項目名		項目名
1	課税年度	65	先物取引所得	129	寄附金支払額(募金・日赤)
2	宛名番号	66	先物取引課税所得	130	1号支払額
3	更新年月日	67	分離株式譲渡所得(未公開)	131	2号支払額
4	更新職員ID	68	分離株式譲渡所得(上場)	132	3号支払額
5	資料区分	69	分離配当所得	133	短期保険料
6	資料管理番号	70	分離配当課税所得	134	旧一般生命保険料
7	納税者(受給者)の個人番号	71	株式譲渡繰越控除	135	地震保険料
8	事業所番号	72	先物取引繰越控除	136	新一般生命保険料
9	控除対象配偶者区分	73	居住用財産繰越控除	137	新個人年金保険料
10	本人該当	74	配当所得	138	介護医療保険料
11	配偶者未成年区分	75	非居住特例	139	国民年金保険料等の金額
12	障害区分	76	変動所得	140	医療費補てん額
13	老人・寡婦・勤労学生区分	77	前年変動所得	141	寄附金支払額(所得税)
14	扶養人数	78	前々年変動所得	142	寄附金支払額(地方税)
15	特定	79	臨時所得	143	控除金額
16	年少	80	平均課税対象額	144	雑損控除
17	老人同居	81	純損失	145	医療費控除
18	老人	82	雑損失	146	社会保険料控除
19	その他	83	総所得金額等	147	小規模共済掛金控除
20	扶養障害人数	84	一般給与所得	148	生命保険料控除
21	特別障害者人数	85	公的年金所得	149	損害保険料控除
22	普通障害者人数	86	その他雑所得	150	寄附金控除
23	扶養者情報	87	免税所得	151	寄附金控除(所得税)
24	扶養者の宛名番号	88	特例肉用牛所得(売却額)	152	老年者控除
25	扶養者の個人番号	89	土地等事業所得	153	寡婦・寡夫控除
26	扶養区分	90	超短期土地等事業所得	154	勤労学生控除
27	所得金額	91	非課税所得	155	障害者控除
28	営業等所得	92	特例肉用牛課税所得	156	配偶者控除
29	農業所得	93	収入金額	157	配偶者特別控除
30	その他事業所得	94	営業等収入	158	扶養控除
31	不動産所得	95	農業収入	159	基礎控除
32	利子所得	96	その他事業収入	160	配偶者合計所得
33	配当所得(所得税)	97	不動産収入	161	専従者控除合計額
34	給与所得	98	利子収入	162	地震保険料控除
35	雑所得	99	配当収入	163	特別控除額
36	総合短期譲渡所得	100	給与収入	164	配当控除
37	総合長期譲渡所得	101	雑収入(公的年金)	165	住宅取得等特別控除
38	一時所得	102	雑収入(その他)	166	政党等寄附金特別控除
39	長短期一時所得1/2	103	分離株式譲渡収入(一般)	167	災害減免額
40	分離短期譲渡特別控除前(一般)	104	分離株式譲渡収入(新株)	168	外国税額控除
41	分離短期譲渡所得(一般)	105	退職収入	169	定率減税額
42	分離短期譲渡特別控除前(軽減)	106	専従者給与収入	170	分離短期譲渡特別控除(一般)
43	分離短期譲渡所得(軽減)	107	専従者給与所得	171	分離短期譲渡特別控除(軽減)
44	分離短期譲渡課税所得	108	先物取引収入	172	分離長期譲渡特別控除(一般)
45	分離長期譲渡特別控除前(一般)	109	分離株式譲渡収入(未公開)	173	分離長期譲渡特別控除(特定)
46	分離長期譲渡所得(一般)	110	分離株式譲渡収入(上場)	174	分離長期譲渡特別控除(軽減)
47	分離長期譲渡特別控除前(特定)	111	分離配当収入	175	山林所得特別控除
48	分離長期譲渡所得(特定)	112	総合短期譲渡収入	176	総合譲渡特別控除
49	分離長期譲渡特別控除前(軽減)	113	総合長期譲渡収入	177	一時所得特別控除
50	分離長期譲渡所得(軽減)	114	一時収入	178	住宅耐震改修特別控除
51	分離長期譲渡課税所得	115	分離短期譲渡収入(一般)	179	住宅借入金等特別控除可能額
52	分離株式譲渡所得(一般)	116	分離短期譲渡収入(軽減)	180	電子証明書等特別控除
53	分離株式譲渡所得(新株)	117	分離長期譲渡収入(一般)	181	住宅借入金等特別控除見込額
54	分離株式譲渡所得	118	分離長期譲渡収入(特定)	182	長期優良住宅新築等特別税額控除
55	分離株式譲渡課税所得	119	分離長期譲渡収入(軽減)	183	既存住宅特定改修特別税額控除
56	山林所得特別控除前	120	山林収入	184	認定NPO法人等特別税額控除
57	山林所得	121	支払金額	185	配当割
58	山林課税所得	122	医療費支払額	186	株式譲渡所得割
59	退職所得	123	旧個人年金保険料	187	特定支出控除
60	退職課税所得	124	旧長期保険料	188	退職所得控除額
61	総合課税所得	125	社会保険料	189	外国税額控除対象額(道府県民税)
62	総合短期譲渡特別控除前	126	寄附金支払額(特例控除)	190	外国税額控除対象額(市町村民税)
63	総合長期譲渡特別控除前	127	寄附金支払額(市町村指定)	191	投資・リース税額控除
64	一時所得特別控除前	128	寄附金支払額(道府県指定)		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない個人で、本市に事業所又は家屋敷を有し、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者及びその扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び317条の2並びに番号整備法14条等に基づき申告情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報
	・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子ファイル(eL-TAX、e-Tax、給与支払報告書等))	
③使用目的 ※	申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 当初課税 ・申告情報等の各資料の合算を行い、課税台帳を作成する。 2 更正 ・申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。	
情報の突合	1 当初課税 ・申告情報を合算するにあたり、個人番号を利用して各種申告資料の名寄せを実施する。 2 更正 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。	
⑥使用開始日	平成28年1月	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 5) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。
	⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ

委託事項2		基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (56) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (8) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		番号法第19条第7号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1(情報照会者欄参照))	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号及び別表第2	
②提供先における用途		番号法別表第2第2欄に掲げられる事務	
③提供する情報		市民税関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1(特定個人情報欄)参照	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年1月～3月の申告受付期間・随時	
移転先1	市民生活部 国保課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	国民健康保険関連事務、国民年金関連事務	
③移転する情報	市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先2	市民生活部 高齢者医療課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	後期高齢者医療関連事務	
③移転する情報	市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先3	福祉部 介護福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	介護保険関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先4	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	障がい福祉関連事務、特別児童扶養手当等支給関連事務、重度心身障害者医療費助成関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	健康こども部 こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	児童手当等支給関連事務、ひとり親家庭等医療費助成関連事務、乳幼児等医療費助成関連事務、母子家庭等児童入学援助金関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先6	健康こども部 こども育成課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	子ども・子育て支援制度関連事務	
③移転する情報	市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先7	健康こども部 健康支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	健康管理関連事務	
③移転する情報	市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先8	都市建設部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	市営住宅管理関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳情報ファイル

項目名		項目名		項目名		項目名	
1	課税年度	65	分離株式譲渡課税所得	129	分離長期譲渡収入(軽課)	193	既存住宅特定改修特別税額控除
2	宛名番号	66	山林所得特別控除前	130	山林収入	194	認定NPO法人等特別税額控除
3	個人番号(※)	67	山林所得	131	支払金額	195	配当割
4	更新年月日	68	山林課税所得	132	医療費支払額	196	株式譲渡所得割
5	更新職員ID	69	退職所得	133	旧個人年金保険料	197	特定支出控除
6	課税所得情報	70	退職課税所得	134	旧長期保険料	198	退職所得控除額
7	課税区分	71	総合課税所得	135	社会保険料	199	外国税額控除対象額(道府県民税)
8	申告区分	72	総合短期譲渡特別控除前	136	寄附金支払額(特例控除)	200	外国税額控除対象額(市町村民税)
9	事業所番号	73	総合長期譲渡特別控除前	137	寄附金支払額(市町村指定)	201	投資・リース税額控除
10	資料管理番号	74	一時所得特別控除前	138	寄附金支払額(道府県指定)	202	税額
11	控除対象配偶者区分	75	先物取引所得	139	寄附金支払額(募金・日赤)	203	分離短期譲渡所得税額
12	本人該当	76	先物取引課税所得	140	1号支払額	204	分離長期譲渡所得税額
13	配偶者未成年区分	77	分離株式譲渡所得(未公開)	141	2号支払額	205	分離株式譲渡所得税額
14	障害区分	78	分離株式譲渡所得(上場)	142	3号支払額	206	山林所得税額
15	老人・寡婦・勤労学生区分	79	分離配当所得	143	短期保険料	207	退職所得税額
16	扶養人数	80	分離配当課税所得	144	旧一般生命保険料	208	総合所得税額
17	特定	81	株式譲渡繰越控除	145	地震保険料	209	差引所得税額
18	年少	82	先物取引繰越控除	146	新一般生命保険料	210	再差引所得税額
19	老人同居	83	居住用財産繰越控除	147	新個人年金保険料	211	源泉徴収税額
20	老人	84	配当所得	148	介護医療保険料	212	申告納税額
21	その他	85	非居住特例	149	国民年金保険料等の金額	213	控除前所得税額
22	扶養障害人数	86	変動所得	150	医療費補てん額	214	還付所得税額
23	特別障害者人数	87	前年変動所得	151	寄附金支払額(所得税)	215	先物取引所得税額
24	普通障害者人数	88	前々年変動所得	152	寄附金支払額(地方税)	216	分離配当所得税額
25	都道府県民税額	89	臨時所得	153	控除金額	217	還付充当可能額(配当割・譲渡割)
26	均等割額	90	平均課税対象額	154	雑損控除	218	1号源泉徴収税額
27	所得割額	91	純損失	155	医療費控除	219	2号源泉徴収税額
28	市町村民税額	92	雑損失	156	社会保険料控除	220	3号源泉徴収税額
29	均等割額	93	総所得金額等	157	小規模共済掛金控除	221	定率減税後所得税額
30	所得割額	94	一般給与所得	158	生命保険料控除	222	申告所得税額
31	年税額	95	公的年金所得	159	損害保険料控除	223	特例肉用牛所得税額
32	普通徴収	96	その他雑所得	160	寄附金控除	224	必要経費
33	特別徴収	97	免税所得	161	寄附金控除(所得税)	225	総合短期譲渡必要経費
34	年金特徴	98	特例肉用牛所得(売却額)	162	老年者控除	226	総合長期譲渡必要経費
35	公年所得算出税額	99	土地等事業所得	163	寡婦・寡夫控除	227	一時必要経費
36	給年所得算出税額	100	超短期土地等事業所得	164	勤労学生控除	228	分離短期譲渡必要経費(一般)
37	所得金額	101	非課税所得	165	障害者控除	229	分離短期譲渡必要経費(軽減)
38	営業等所得	102	特例肉用牛課税所得	166	配偶者控除	230	分離長期譲渡必要経費(一般)
39	農業所得	103	収入金額	167	配偶者特別控除	231	分離長期譲渡必要経費(特定)
40	その他事業所得	104	営業等収入	168	扶養控除	232	分離長期譲渡必要経費(軽課)
41	不動産所得	105	農業収入	169	基礎控除	233	株式譲渡必要経費(未公開)
42	利子所得	106	その他事業収入	170	配偶者合計所得	234	株式譲渡必要経費(上場)
43	配当所得(所得税)	107	不動産収入	171	専従者控除合計額	235	先物取引必要経費
44	給与所得	108	利子収入	172	地震保険料控除	236	山林必要経費
45	雑所得	109	配当収入	173	特別控除額	237	株式譲渡必要経費(一般)
46	総合短期譲渡所得	110	給与収入	174	配当控除	238	株式譲渡必要経費(新株)
47	総合長期譲渡所得	111	雑収入(公的年金)	175	住宅取得等特別控除	239	分離配当必要経費
48	一時所得	112	雑収入(その他)	176	政党等寄附金特別控除		
49	長短期一時所得1/2	113	分離株式譲渡収入(一般)	177	災害減免額		
50	分離短期譲渡特別控除前(一般)	114	分離株式譲渡収入(新株)	178	外国税額控除		
51	分離短期譲渡所得(一般)	115	退職収入	179	定率減税額		
52	分離短期譲渡特別控除前(軽減)	116	専従者給与収入	180	分離短期譲渡特別控除(一般)		
53	分離短期譲渡所得(軽減)	117	専従者給与所得	181	分離短期譲渡特別控除(軽減)		
54	分離短期譲渡課税所得	118	先物取引収入	182	分離長期譲渡特別控除(一般)		
55	分離長期譲渡特別控除前(一般)	119	分離株式譲渡収入(未公開)	183	分離長期譲渡特別控除(特定)		
56	分離長期譲渡所得(一般)	120	分離株式譲渡収入(上場)	184	分離長期譲渡特別控除(軽課)		
57	分離長期譲渡特別控除前(特定)	121	分離配当収入	185	山林所得特別控除		
58	分離長期譲渡所得(特定)	122	総合短期譲渡収入	186	総合譲渡特別控除		
59	分離長期譲渡特別控除前(軽課)	123	総合長期譲渡収入	187	一時所得特別控除		
60	分離長期譲渡所得(軽課)	124	一時収入	188	住宅耐震改修特別控除		
61	分離長期譲渡課税所得	125	分離短期譲渡収入(一般)	189	住宅借入金等特別控除可能額		
62	分離株式譲渡所得(一般)	126	分離短期譲渡収入(軽減)	190	電子証明書等特別控除		
63	分離株式譲渡所得(新株)	127	分離長期譲渡収入(一般)	191	住宅借入金等特別控除見込額		
64	分離株式譲渡所得	128	分離長期譲渡収入(特定)	192	長期優良住宅新築等特別税額控除		

(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者及び事務			
項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。))、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成22年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定め
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者
その必要性	地方税法第34条および第45条の2～第45条の3の3、地方税法294条および317条の2に基づいて課税された賦課情報を使用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部納税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム)								
③使用目的 ※	納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な徴収事務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	財政部納税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。							
	情報の突合	徴収事務 ・収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。							
⑥使用開始日	平成28年1月								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> () 4) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1		基幹業務システム(収納管理)の保守業務							
①委託内容	基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。								
⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ								
委託事項2		基幹業務システム(収納管理)のオペレーション業務							
①委託内容	基幹業務システム(収納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社I・TECソリューションズ								

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		基幹業務システム(収納管理)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		基幹業務システム(収納管理)の保守業務	
①委託内容		基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		他市区町村	
①法令上の根拠		地方税法第20条の11、番号法第19条12号	
②提供先における用途		滞納状況等の調査のため	
③提供する情報		収納情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		収納情報ファイルに記録されたもの	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報ファイル(抜粋)

1	賦課年度(賦課決定された年度)
2	課税年度(本来課税すべき年度)
3	科目
4	期別
5	宛名番号
6	個人番号
7	調定情報
8	調定額
9	納期限
10	納付情報
11	納付額
12	納付年月日
13	更新年月日
14	更新職員ID

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 滞納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に土地または家屋、有形償却資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)で、かつ指定された納期限までに徴収金を完納できなかった者
その必要性	地方税法第331条、第334条に基づき、滞納された個人住民税の徴収を適正に行うため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部納税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民税課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (税務署、日本年金機構) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市町村担当課) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 (収納管理情報より入手)

②入手方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム)
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な徴収事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部納税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。
	情報の突合	徴収事務 ・収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		基幹業務システム(滞納管理)の保守業務
①委託内容		基幹業務システム(滞納管理)の改修・保守業務全般、各種処理
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。
	⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ
委託事項2		基幹業務システム(滞納管理)のオペレーション業務
①委託内容		基幹業務システム(滞納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。
- ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。
- ・紙媒体資料については、保存年限の過ぎたものから、職員立会いの下、処理業者において焼却処理を行う。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納情報ファイル(抜粋)

1	宛名番号
2	個人番号
3	財産情報
4	財産区分
5	処分情報
6	処分年月日
7	処分解除年月日
8	処分完了年月日
9	賦課年度
10	課税年度
11	科目
12	期別
13	分納情報
14	誓約年月日
15	誓約解除年月日
16	賦課年度
17	課税年度
18	科目
19	期別
20	執行停止情報
21	停止年月日
22	取消年月日
23	賦課年度
24	課税年度
25	科目
26	期別
27	更新年月日
28	更新職員ID

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 <p><必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するために必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末及びICカードをシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・システムの利用権限については、業務に必要な権限のみを付与する。
その他の措置の内容	<p><職員等が事務外で使用するリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へ定期的にヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複製及び複製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその旨を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務) ・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償) 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><委託契約終了後の不正使用等のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 <p><特定個人情報ファイルの操作者の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作権限を持つものを必要最小限にする。 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・操作履歴(ログ)を取得し、適宜、不正な使用がないことを確認する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領で定めており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領) ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。 ・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・個人番号が記載された申告書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。		
10. その他のリスク対策			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)課税資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、本市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市区町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策を講じている。 ・課税対象でない場合は、該当する市区町村を調査した上で、郵送等により情報を伝達している。 <p><必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するために必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末及びICカードをシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・システムの利用権限については、業務に必要な権限のみを付与する。
その他の措置の内容	<p><職員等が事務外で使用するリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へ定期的にヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複写及び複製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその旨を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務) ・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償) 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><委託契約終了後の不正使用等のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 <p><特定個人情報ファイルの操作者の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作権限を持つものを必要最小限にする。 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・操作履歴(ログ)を取得し、適宜、不正な使用がないことを確認する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領で定めており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領) ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。 ・職員の特定期間情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 課税台帳情報ファイルについては、課税対象者情報ファイル及び課税資料ファイルにおいて入手した情報から作成されるものであり、適切な措置が講じられた情報を使用している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置> 個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><基幹業務システム(個人住民税)における措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p><基幹業務システム(個人住民税)の運用における措置> ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。</p>
その他の措置の内容	<p><特定個人情報の使用の記録> ・基幹業務システム(個人住民税)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複写及び複製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその胸を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務) ・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償) 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><委託契約終了後の不正使用等のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 <p><特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作権限を持つものを必要最小限にする。 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領で定めており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領) ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。 ・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託契約終了後の不正使用等のリスク>
 ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。
 <特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限>
 ・操作権限を持つものを必要最小限にする。
 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
 ・操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の保管に当たっては、施錠管理を徹底する。 ・バックアップデータは、耐火金庫で施錠管理の上保管する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が記載された申請書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。 ・電子情報については行政サービスに利用するため、消去を行わないが、住民票の発行等をシステムの的に制限を行う。 	
8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 収納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報から作成されるものであり、適切な措置が講じられた情報を使用している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><基幹業務システム（個人住民税）における措置> 個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（4情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている（個人番号を物理的に表示しない）。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><基幹業務システム（収納管理）における措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p><基幹業務システム（収納管理）の運用における措置> ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。</p>
その他の措置の内容	<p><特定個人情報の使用の記録> ・基幹業務システム（収納管理）では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。（操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。） ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項> ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複写及び複製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその胸を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務) ・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償)	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託契約終了後の不正使用等のリスク> ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 <特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限> ・操作権限を持つものを必要最小限にする。 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領で定めており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領) ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。 ・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じて職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・申請書等の保管に当たっては、施錠管理を徹底する。 ・バックアップデータは、耐火金庫で施錠管理の上保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・個人番号が記載された申請書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。	
8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 滞納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 滞納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報及び収納情報ファイルから作成されるものであり、それぞれ適切な措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<基幹業務システム（滞納管理）における措置> ・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（4情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている（個人番号を物理的に表示しない）。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<基幹業務システム（収納管理）における措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 <基幹業務システム（収納管理）の運用における措置> ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。
その他の措置の内容	<特定個人情報の使用の記録> ・基幹業務システム（収納管理）では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。（操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。） ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・申請書等の保管に当たっては、施錠管理を徹底する。 ・バックアップデータは、耐火金庫で施錠管理の上保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・個人番号が記載された申請書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。	
8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス:siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス:nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
②請求方法	苫小牧市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス:siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス:nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
②対応方法	口頭、書面により受け付け、状況に応じて速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じることとする。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	実施しない
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番27 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、74、80、84、 87、91、92、94、97、101、102、103、10 6、107、108、113、114、115、116、11 7、120	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、 3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2 8、29、31、34、35、37、39、40、42、48、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、6 6、67、70、71、74、80、84、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、10 8、113、114、115、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第2 2条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、 第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、 第33条、第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第40条、第43条、第4 3条の3、第44条、第44条の2、第45条、第4 7条、第49条、第49条の2、第50条、第51 条、第53条、第54条、第55条、第58条、第5 9条、第59条の2	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	財政部市民税課、財政部納税課、財政部税制 課	財政部市民税課、財政部納税課	事後	機構改革に伴う所管部署の変 更のため

平成31年1月4日	I 基本情報 6. 評価実施期機関における 担当部署 ②所属長の役職名	財政部市民税課長 佐々木 政勝、財政部納税 課長 米森 正見、財政部税制課長事務取扱 梶川 広樹	財政部市民税課長、財政部納税課長	事後	機構改革に伴う所管部署の変 更及び様式改正のため
平成31年1月4日	【(3)課税対象者情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	5件	4件	事後	地方税法の改正により納税通 知書に個人番号を記載しない こととなったため、封入封緘業 者を除外する
平成31年1月4日	【(3)課税対象者情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項5	納税通知書の封入・封緘業務	(削除)	事後	地方税法の改正により納税通 知書に個人番号を記載しない こととなったため、除外する
平成31年1月4日	【各特定個人情報ファイル共 通】 II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	再算定のため
平成31年1月4日	【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	計数時点の更新のため
平成31年1月4日	【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1及び①委託内容	委託事項1 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全 般、各種処理	委託事項1 基幹業務システム(収納管理)の保 守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の 改修・保守業務全般、各種処理	事後	記載誤りのため

平成31年1月4日	<p>【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2及び①委託内容</p>	<p>委託事項2 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など</p>	<p>委託事項2 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など</p>	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	<p>【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3及び①委託内容</p>	<p>委託事項3 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全般、各種処理</p>	<p>委託事項3 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理</p>	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	<p>【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4及び①委託内容</p>	<p>委託事項4 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全般、各種処理</p>	<p>委託事項4 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理</p>	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	<p>【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報となる本人の</p>	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	計数時点の更新のため
平成31年1月4日	<p>IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 及び2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先</p>	<p>財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部税制課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-32-6266 メールアドレス: zeisei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>	<p>財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため